

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
- (4) 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- (5) 山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例
- (6) 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例

令和7年6月30日

山鹿市長 早 田 順 一